資料－１

雄物川圏域流域治水協議会　下流圏域分科会　の設立について

下流圏域分科会の構成　（案）

雄物川圏域流域治水協議会

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、雄物川水系及び馬場目川水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

■参加自治体　：　圏域内15市町村
■事　務　局　：　湯沢河川国道事務所流域治水課
　　秋田県河川砂防課

新規設立

下流圏域分科会

令和5年7月梅雨前線による大雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、雄物川下流域及び馬場目川水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

■参加自治体　：　下流圏域内8市町村
■事　務　局　：　秋田市〇〇課
　　五城目町〇〇課
　　秋田県河川砂防課
　　秋田河川国道事務所流域治水課

作業部会（協議会）
- 作業部会（雄物川水系）
- 作業部会（馬場目川水系）

作業部会（分科会）
- 作業部会（雄物川下流域）
- 作業部会（馬場目川水系）